

認定こども園こばと保育園 重要事項説明書

1、施設運営主体

名称	社会福祉法人 高野会
所在地	佐賀県多久市南多久町大字長尾 3118 番地 3
電話番号	0952-76-2027
代表者氏名	理事長 山口 俊雄

2、利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	認定こども園 こばと保育園
施設長氏名	園長 江里口 真
所在地	佐賀県多久市南多久町大字長尾 3118 番地 3
連絡先	Tel0952-76-2027 fax0952-76-4161
休日・夜間連絡先	携帯電話 090-3197-4171 (園長携帯)
利用定員	1号認定 … 5名 2号認定 … 30名 3号認定 … 15名 計 50名

3、基本理念方針

使命	「子供は国の宝」「立派な日本人を育てる」
経営理念	経営理念⇒「喜ばれる存在になる」
教育目標	◎遊びを通し、人間としての基本を身につける 基本しっかり・体験たっぷり ◎生きる力と豊かな心を育てる 生きる力→〈自学自習〉できることは自分です。 自分で考える。 豊かな心→自分も喜び人も喜んでくれることをする。

4 保育を提供する日・時間

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	教育標準時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
預かり保育時間	預かり保育①	朝：午前 8 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分
	預かり保育②	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 00 分 夕：午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土曜日、夏休み（8/13～8/15） ※教育時間は午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	
休業日	土曜日・日曜日・祝日 夏休み（8 月 12 日～8 月 15 日）、年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

【2号・3号認定子ども（保育時間認定）】

提供する日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育	保育標準時間	午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝日 年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

5、職員体制（令和 8 年 4 月 1 日現在）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主幹保育教諭	2 人	2 人	0 人	
保育教諭	12 人	10 人	2 人	
調理員	2 人	2 人	0 人	

6、利用料等

利用者負担（月額保育料）	多久市が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	副食費	1 号認定	4,000 円
		2・3 号認定	5,000 円
	後援会費	1 ヶ月当たり	300 円
	絵本代		実費
その他	延長保育	預かり保育①	無料
		預かり保育②	1 日 100 円
		土曜・夏休み	1 日 1,000 円
その他	延長保育	保育標準時間	50 円
		保育短時間	7 時～8 時 30 分 無料 16 時 30 分～100 円

※各自治体より副食費免除対象児童に決定した保護者からは副食費を徴収しない。

7、園における苦情受付窓口

電話番号	0952-76-2027
受付時間	開所日の午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分
苦情受付担当者	江里口 真利呼
苦情解決責任者	江里口 真
備考	第三者委員 2 名配置

※当園では、上記の外、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

8、嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科科

医療機関の名称	池田内科胃腸科医院
医院長名	池田 英雄
所在地	佐賀県多久市北多久町小侍 40-5
電話番号	0952-71-9355

(2) 歯科医

医療機関の名称	井本歯科医院
医院長名	井本 信幸
所在地	佐賀県多久市北多久町小侍 45-39
電話番号	0952-37-5181

9、緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は救急病院へ速やかに連絡を行います。傷等の緊急処置をする場合、保護者の同意が必要となる事があります。予めご了承下さい。

10、非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画により対応します。		
防災設備	自動火災報知機	非常警報装置	誘導灯
	消火器	カーテンの防災	
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施します。		

11、虐待防止について

虐待防止に努めています。虐待が疑われた場合には関係機関への通報義務があります。予めご了承下さい。

※上記については、令和 8 年度 4 月現在のものであり、年度途中で変更になる場合があります。予めご了承下さい。

又、当施設の運営規程をご覧になりたい方は、（事務所）にて閲覧できます。お気軽にお申し付け下さい。